

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令の一部を改正する政令案要綱

第一 油類似有害液体物質の規定を削除すること。（第一条の十第三項関係）

第二 海洋環境の保全の見地から有害である物質の改正を行うこと。（別表第一関係）

第三 海洋環境の保全の見地から有害でない物質の改正を行うこと。（別表第一の二関係）

第四 事前処理の方法に関する基準について改正を行うこと。（別表第一の八関係）

第五 排出海域及び排出方法に関する基準について改正を行うこと。（別表第一の九関係）

第六 附則

一 この政令は、平成十九年一月一日から施行すること。（附則第一条関係）

二 所要の経過措置を定めること。（附則第二条から第五条まで関係）

三 関係政令について所要の改正を行うこと。（附則第六条関係）